

随意契約理由

令和4年(2022年)12月26日

契約担当課名	魅力文化創造課
発注担当課名	魅力文化創造課
契約名称	矢井田瞳 with 日本センチュリー交響楽団プレミアムコンサート
契約内容	矢井田瞳と日本センチュリー交響楽団のコンサート
契約締結日	令和4年12月26日
及び契約期間	令和4年12月26日から令和5年2月11日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	公益財団法人日本センチュリー交響楽団 (豊中市岡町1-1 きたしん豊中ビル6階)
契約金額	11,715,000円
随意契約理由	<p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当)</p> <p>本事業は、「音楽あふれるまち豊中」の推進のため、豊中を拠点に音楽を通して子どもたちや市民との交流を続けてきた同楽団の末永い活躍を願う篤志家からいただいた寄附を財源に実施するものである。</p> <p>日本センチュリー交響楽団は、本市に拠点を置く唯一のプロオーケストラであり、また、「音楽あふれるまち豊中」の推進のため、本市と様々な事業を展開しており、本市のブランドイメージの向上につながっている。</p> <p>本事業の目的の一つでもある本市への市民の愛着と誇りの高揚を図るにあたっては、質の高い公演を作り上げる必要があり、同楽団が高い演奏技術や経験を有する最もふさわしい事業者であるため。</p>